

第 64 号

熊本県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例  
熊本県固定資産評価審議会条例（昭和37年熊本県条例第53号）の一部を次のように  
改正する。

第4条第1項中「2年」を「3年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に熊本県固定資産評価審議会の委員である者の任期については、  
なお従前の例による。

（提案理由）

国の固定資産税に係る算定事務の見直しを踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。